

検査業務（定期）内容

資料-1

試験調査係では廃棄物処理施設等について、法令等（一般廃棄物処理施設及び最終処分場の維持管理の技術上の基準等）に基づき、表-1、2に示すと通りの頻度で各種検査を行っている。

表-1 水質試験関係

検査名	試験調査係での検査回数		検査根拠
	生活環境項目	健康(有害)項目	
クリーンセンター放流水	2回/月	——	本市下水道河川局との協定(2回/月)
清掃工場放流水 ・ 発寒 ・ 駒岡 ・ 白石	1回/月	1回/月	1 廃棄物処理法第9条の3第5項(第8条の3に規定する技術上の基準) 2 施行規則第4条の5(一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準) 第1項第14号:定期的に機能検査(放流水質) 第1項第16号:検査記録3年間保存 3 通達(一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について) pH、BOD、COD、SS、大腸菌 1回/月以上 Cd、Pb、シアン、水銀 1回/年以上 4 下水道法第12条の12(水質の測定義務)及び施行規則第15条 公共下水道管理者が指定した項目 1回/月 検査記録5年間保存
清掃工場焼却灰・飛灰 溶出・含有 ・ 発寒 ・ 駒岡 ・ 白石	——	1回/年	1 廃棄物処理法第9条の3第5項(第8条の3に規定する技術上の基準) 2 施行規則第4条の5(一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準) 第1項第14号:定期的に機能検査(飛灰薬剤処理効果の確認)
最終処分場放流水等 ・ 山本、山本北、 山本東、窒素処理 ・ 東米里 ・ 第2、第3山口 ・ モエシ (浸出水処理施設の機能検査のため、各ブロックからの浸出水及び処理行程水も年2回以上、検査を行っている)	1回/月	2回/年	1 廃棄物処理法第9条の3第5項(第8条の3に規定する技術上の基準) 2 廃棄物処理法第9条の3第6項及び第7項 公表及び閲覧の対象となる。 3 施行規則第5条の6の3及び第5条の6の4 記録は3年間備え置き、公表及び閲覧の対象となる。 4 最終処分基準省令 第1条第2項第14号:排水基準等(下記4項目を除く)に係る項目 1回/年以上 第1条第2項第14号:pH、COD、BOD、SS 1回/月以上 第1条第2項第20号:最終処分場の廃止まで記録を保存 5 第3山口処理場に係る公害防止協定 生活環境項目の内 pH、BOD等8項目 4回/年以上 健康項目の内 Cd、Pb等6項目 1回/年以上 6 下水道法第12条の12(水質の測定義務)及び施行規則第15条 山本の一部及び第2山口の処理水が対象 公共下水道管理者が指定した項目及び頻度 検査記録5年間保存

<p>終処分場周縁地下水及び周辺河川水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山本地区周縁地下水 ・東米里地区周縁地下水 ・山口地区周縁地下水 ・モエレ地区周辺河川水 <p>(冬季のモエレ地区周辺河川水は、河川水の凍結により、採水不可になるため、冬季の検査は行っていない)</p> <p>(各処理場の周縁地下水の電気伝導率及び塩化物イオンについては、月1回検査を行っている)</p>	1回/年	1回/年	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理法第9条の3第5項(第8条の3に規定する技術上の基準) 2 廃棄物処理法第9条の3第6項及び第7項 公表及び閲覧の対象となる。 3 施行規則第5条の6の3及び第5条の6の4 記録は3年間備え置き、公表及び閲覧の対象となる。 4 最終処分基準省令 第1条第2項第10号:影響の判断できる2箇所以上から採取 第1条第2項第10号: 地下水等検査項目 1回/年以上 電気伝導率または塩化物イオン 1回/月以上 ただし、浸出水の水質と照らし合わせて汚染の生ずるおそれがない項目については、検査を行わなくてよい。 第1条第2項第20号:最終処分場の廃止まで記録を保存
--	------	------	--

なお、清掃工場の飛灰（キレート処理後）については、5項目（pH、鉛、全水銀、六価クロム、1,4-ジオキサン）の溶出試験を委託（一部、直営）により年1回実施している。

また、地下水等検査項目については、最終処分場放流水及び周縁地下水について月1回測定を行っており、一部項目については、年1回委託により測定を行なっている。

ダイオキシン類測定については、清掃工場放流水、最終処分場放流水、ブロック浸出水及び周縁地下水について、年1回分析の委託を行っている。

表-2 ばい煙・ごみ質等関係

検査名	検査回数	検査根拠
<p>清掃工場焼却炉ばい煙</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発寒 ・ 駒岡 ・ 白石 	<p>1回/2月</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理法第9条の3第5項(第8条の3に規定する技術上の基準) 2 廃棄物処理法第9条の3第6項及び第7項 公表及び閲覧の対象となる。 3 施行規則第5条の6の3及び第5条の6の4 記録は3年間備え置き、公表及び閲覧の対象となる。 3 施行規則第4条の5(一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準) 第1項第2号カ: 排ガス中のダイオキシン濃度 1回/年以上 硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物 1回/6月以上 第1項第16号:検査記録を3年間保存 4 昭和52年環整95号通達(一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について) 硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物 処理能力 200t/日以上 1回/2月以上 処理能力 200t/日未満 2回/年以上 5 大気汚染防止法第16条、施行規則第15条(ばい煙量等の測定) 硫黄酸化物(ばい煙量 10m³/h以上) 1回/2月以上 ばいじん 1回/2月以上 塩化水素、窒素酸化物(排ガス量 40,000 m³/h以上) 1回/2月以上 検査記録を3年間保存 6 大気汚染防止法第18条の30(水銀濃度の測定)及び施行規則第16条の12(水銀濃度の測定) 施行規則第16条の12第1号(排ガス量 40,000 m³/h以上) 1回/4月以上
<p>清掃工場ボイラーばい煙</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発寒(非常用) ・ 篠路 ・ 駒岡(非常用) ・ 白石(非常用) 	<p>2回/年 (非常用は1回/年)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 大気汚染防止法第16条、施行規則第15条(ばい煙量等の測定) 硫黄酸化物(ばい煙量 10m³/h以上) 1回/2月以上 ばいじん(焼却能力 4,000 m³/h未満) 2回/年以上 窒素酸化物(排ガス量 40,000 m³/h未満) 2回/年以上 検査記録を3年間保存
<p>清掃工場ピットごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発寒 ・ 駒岡 ・ 白石 	<p>4回/年</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理法第9条の3第5項(第8条の3に規定する技術上の基準) 2 施行規則第4条の5(一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準) 第1項第14号:定期的に機能検査(ごみ組成) 3 昭和52年環整95号通達(一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について) ごみ質 4回/年以上
<p>清掃工場焼却残さ物の熱灼減量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発寒 ・ 駒岡 ・ 白石 	<p>1回/月</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理法第9条の3第5項(第8条の3に規定する技術上の基準) 2 施行規則第4条の5(一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準) 第1項第2号二: 熱灼減量が 10%以下に焼却 3 昭和52年環整95号通達(一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について) 焼却残さ物の熱灼減量 1回/月以上

最終処分場湧出ガス測定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 山本地区 ・ 東米里地区 ・ 山口地区 	1回/年	1 法令による定めはないが、廃棄物最終処分場安定化監視マニュアルでは、埋立終了後2回/年以上を標準としている。
---	------	---

なお、発寒清掃工場及び駒岡清掃工場のばい煙については、2月に1回の頻度で委託により測定を実施している。ピットごみについては、物理的組成等は委託で実施し、発熱量の測定は直営で行っている。

また、清掃工場の排ガス中ダイオキシン類濃度等については、年1回の測定を委託により実施している。